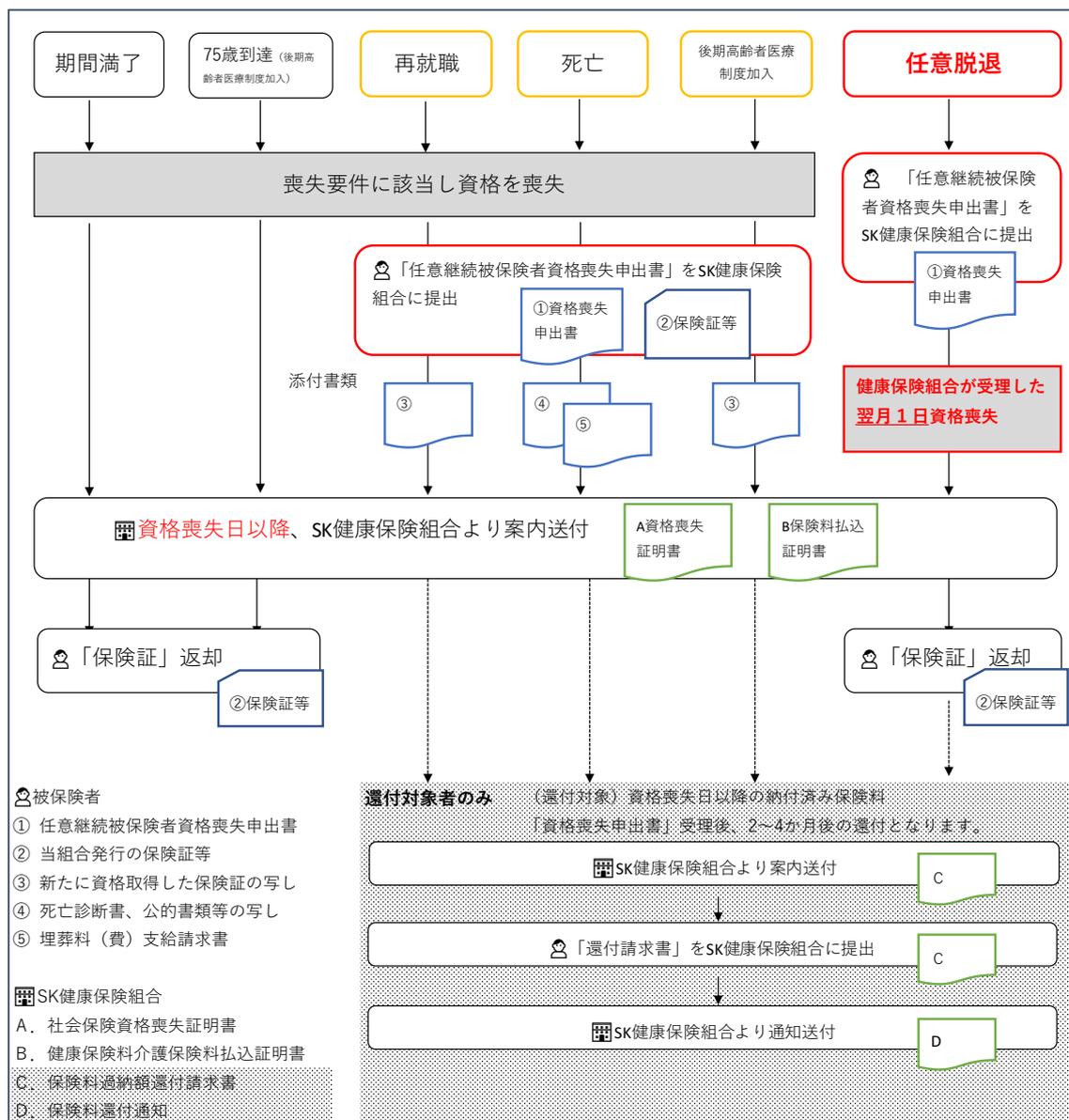


資格の喪失について

被保険者の方が以下の要件に該当された場合、任意継続の資格がなくなります。
喪失事由により手続き方法が異なります。下記参照のうえお手続きください。

資格喪失された場合は、発行されていた全ての保険証等を健康保険組合に返却してください。



(用紙はホームページからダウンロードしてください。)

【『任意継続被保険者資格喪失申出書』の提出時期】

「就職等により健康保険の被保険者となった」・・・新しい保険証が届いたら

「被保険者が死亡した」・・・亡くなられてから5日以内※法定相続人の代表者が手続きのこと

「後期高齢者医療制度の被保険者となった」

(被保険者が65歳~74歳の間に後期高齢者医療制度の認定を受けた)・・・認定されてから5日以内

「任意脱退」・・・任意脱退したい月の前月内に健康保険組合必着

※資格喪失事由が「納付期限までに保険料を納付されなかった」場合は、健康保険組合より通知します。